

# 町県民税・所得税の 申告のお知らせ

申告期間 **2月16日(月)～3月16日(月)**

還付申告の人／2月3日(火)、4日(水)

年金収入のみの人／2月5日(木)、6日(金)、9日(月)、10日(火)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

相談場所 毛呂山町役場 2階会議室

問合せ 町県民税について／役場税務課 町民税課税係 ☎049 (295) 2112 内線195・196  
所得税などについて／税務署申告案内コールセンター ☎049 (235) 9411

## 申告のご注意 !!

次の人は税務署で申告してください。

- 譲渡所得（株式を含む）のある人
- 青色申告の人
- 平成19年分以前の申告をする人
- 国外に居住する人を扶養している人
- 山林所得のある人

## ◆◆ 町県民税・還付申告の受付日程表 ◆◆

| 受付日                      | 受付地区など          |  |
|--------------------------|-----------------|--|
|                          | 午前（9時～11時）      | 午後（1時～4時）                                      |
| 2月 3日（火）                 | 還付申告の人          | 給与所得者で、医療費控除または住宅借入金等特別控除の対象となるため、所得税の還付申告をする人 |
| 2月 4日（水）                 | 還付申告の人          | 給与所得者で、医療費控除または住宅借入金等特別控除の対象となるため、所得税の還付申告をする人 |
| 2月5日から10日の受付地区は、大字（町名）です |                 |  |
| 2月 5日（木）                 | 年金収入のみの人        | 大字岩井・下川原                                       |
| 2月 6日（金）                 |                 | 大字大谷木・前久保、南台                                   |
| 2月 9日（月）                 |                 | 大字旭台・市場、若山                                     |
| 2月 10日（火）                |                 | 大字川角・長瀬、岩井西                                    |
| 2月16日以降の受付地区は、行政区です      |                 |  |
| 2月 16日（月）                | 上町、中町、毛呂病院ケアハウス | 下町、金塚、埼玉医大福祉棟、ジョイム毛呂山                          |
| 2月 17日（火）                | 東雲、小田谷、西裏団地     | 平山、平山ニュータウン                                    |
| 2月 18日（水）                | 前久保             | 岡本団地、いわい団地、ゆずの木台                               |
| 2月 19日（木）                | 沢田              | 大師二区、シャルマンコーポ毛呂山自治会                            |
| 2月 20日（金）                | 大師一区            | 長瀬一区、総庭団地                                      |
| 2月 21日（土）                | 指定日に来られない人      |  |
| 2月 23日（月）                | 長瀬二区、双葉団地       | 長瀬三区、第六団地、第九団地                                 |
| 2月 24日（火）                | 滝ノ入、杉ノ入団地       | 阿諏訪  |
| 2月 25日（水）                | 大谷木、宿谷、権現堂      | 葛貴、日生団地  |
| 2月 26日（木）                | 第一団地1区～3区、第四団地  | 第一団地4A区～5区、第七団地、第十三団地                          |
| 2月 27日（金）                | 第二団地1区～3区       | 第二団地4区～6区、第五団地、西原団地                            |
| 2月 28日（土）                | 指定日に来られない人      |  |
| 3月 2日（月）                 | 第三団地            | 毛呂山台   |
| 3月 3日（火）                 | 角木団地            | 学園台、日化団地、旭台団地（北・南）                             |
| 3月 4日（水）                 | 川角、玉林寺          | むさし野自治会、谷端団地                                   |
| 3月 5日（木）                 | 西大久保            | 旭台、旭台（大）、大類、苦林                                 |
| 3月 6日（金）                 | 下川原             | 西戸、東原団地  |
| 3月 9日（月）                 | 市場、新南台自治会       | 箕和田、目白台自治会                                     |
| 3月 10日（火）                |                 |  |
| 3月 11日（水）                |                 |  |
| 3月 12日（木）                | 指定日に来られない人      |  |
| 3月 13日（金）                |                 |  |
| 3月 16日（月）                |                 |  |

**申告はできるだけ  
指定日に**

今年も町県民税・所得税の申告受付が、2月16日(月)から3月16日(月)までの期間に行われます。役場での申告受付は、前ページのとおりです。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、やむを得ない場合を除き、なるべく指定日に申告するように協力をお願いします。

※役場および税務署から申告書が届いた場合は、必ずその申告書をご持参ください。

**平日以外の申告受付日**

昨年に引き続き、平日以外の申告受付日を設けましたので、ご利用ください。

●毛呂山町役場／2月21日(土) 2月28日(土)

●川越税務署／2月22日(日) 3月1日(日)

**町県民税の申告**

**●申告が必要な人**

平成21年1月1日現在、毛呂山町に住んでいた人で、次の人などが該当します。

- ・商業、工業、農業などの事業を営んでいる人や、地代・

家賃・利子・配当などの所得があった人

※源泉分離課税されている配当所得に関しては申告不要ですが、申告した場合、総合課税となります。

・給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が町に提出されていない人

・所得のない人(申告書裏面の「9 所得が無かった人の記載欄」を必ず記入してください)

※国民健康保険に加入している場合は、16歳以上のすべての人の申告が必要です。詳しくは、7ページをご覧ください。

※税務署へ所得税の確定申告書を提出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

**所得税の申告**

**●申告が必要な人**

**給与所得がある人**

・給与を1か所から受けている人で、給与所得以外の所得金額が20万円を超える人

・給与を2か所以上から受けている人で、退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

・平成20年中の給与などの収

入金額が2千万円を超える人

**事業所得などがある人**

事業所得の申告は、できるだけ税務署をご利用ください。

**●申告に必要なもの**

①所得のわかる書類  
給与所得や年金所得のある人は、原則として平成20年分の源泉徴収票(原本)

・事業をしている人は、収支内訳書(事前に帳簿や領収書から、売上や必要経費を整理、計算して収支内訳書を作成してください)

②生命保険・地震保険・国民年金の控除証明書、国民健康保険などの領収書

③印鑑

④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

**還付申告**

給与や年金から所得税を源泉徴収されている人で、次に該当すれば還付申告できます。

**●医療費控除**

本人、または生計を一緒にする配偶者やそのほかの親族のために、平成20年中に支払った医療費の合計金額から、健康保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに総所

得金額等の5%(10万円が上限)を差し引いた残額が、控除の対象になります。

**●申告に必要なもの**

①平成20年分源泉徴収票(原本)

②平成20年中の医療費の領収書・保険金などで補てんされた額のわかるもの(事前に個人・医療機関ごとに医療費を計算してください)

③印鑑

④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

**●住宅借入金等特別控除**

住宅ローンを利用して、自己の居住のために住宅を取得、または増改築などをした人で、一定の要件にあてはまる場合に対象になります。

※平成19年以降に入居した場合は、所得税から控除できる期間が10年あるいは15年のいずれかを選択できます。申告時までに決める必要がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

※平成18年までに入居した場合、国から地方への税源移譲にともない、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人は、申告により住民税(所得割)から控除で

きる経過措置があります。詳しくは、広報もろやま11月20日号2ページをご覧ください。

**●雑損控除**

火災や盗難などで損害を受けた場合に対象になります。

**●寄附金控除**

国や地方公共団体などに5千円を超える寄付をした場合に対象になります。

**「ご存知ですか？」**

『給与支払報告書』の提出をお忘れなく

専従者や従業員を雇用している事業主は、従業員などの住所地の市町村に、平成20年分の給与支払報告書を2月2日(月)までに提出していただくことになっています。この報告書の提出がないと、専従者や従業員は、町県民税の申告をしなければなりません。

譲渡所得・山林所得の申告は税務署で受け付けます

平成20年中に土地・建物・山林・株式などを譲渡や交換した人は申告をしなければなりません。この申告は、税務署で行ないますので、日程に当たって申告をしてください。また、青色申告の人は税務署で申告をしてください。

# 川越税務署からの お知らせ

問合せ 申告案内コールセンター  
(申告案内窓口) ☎ 049(235)9411  
※自動音声応答に従い「0」番を選択  
してください)

**所得税などの  
確定申告はお早めに！**

平成20年分の申告期間および納付期限などは、次のとおりです。できるだけお早めにお済ませください。

確定申告は、「自分で正しく計算し、期限内に申告・納税する」という制度です。ご協力をお願いします。

● **所得税の確定申告**

申告期間／2月16日(月)～3月16日(月)まで

納付期限／3月16日(月)

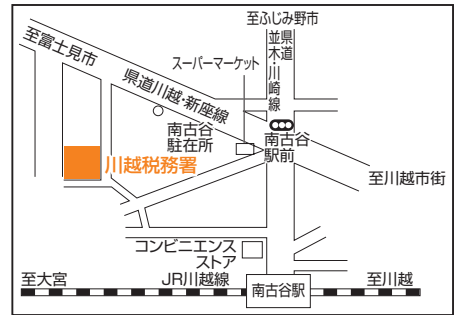
● **消費税・地方消費税の確定申告**

申告期限・納付期限／3月31日(火)まで

● **贈与税の申告**

申告期間／2月2日(月)～3月31日(火)まで

川越税務署地図



納付期限／3月16日(月)

※川越税務署の駐車場は狭いため大変混雑します。お車での来署はご遠慮ください。川越税務署は、「JR南古谷駅」から徒歩約7分です。

※税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁していますが、作成済の申告書などは、必要書類とともに、郵送または税務署の「時間外文書収受箱」に投函することにより提出できます。

● **申告書の送付先**

〒350-8666川越市  
大字並木452-2川越税務署

※控の返送を希望する場合は、返信用封筒(自己宛名明記のうえ、切手貼付済のもの)を同封してください。

**所得税の確定申告は  
さらに使やすくなった  
e・Taxで!!**

e・Tax(国税電子申告・納税システム)は、これまで書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や、法定調書の提出、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始(変更)届出などについて、インターネットを通じて手続きを行えるものです。また、納税についても、全税目について、ペイジー対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行うことができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

e・Taxを利用して所得税の確定申告書を提出すると、次のようなメリットがあります。

- ◎最高5千円の税額控除が受けられます(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は、受けられません)。
- ◎源泉徴収票などの添付書類が提出不要です(3年間は、提出または提示を求められることがありますので、保管してください)。

③還付金の受取りが早くなります(3週間程度に短縮)。詳しい情報はe・Taxホームページをご覧ください。  
HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

**口座振替を  
ご利用ください**

指定の預貯金口座から自動的に納税されるので、期限内に遅れる心配がなく「安全・便利・確実」です。

手続きは、「口座振替依頼書」に所定の事項を記入し、税務署または指定の金融機関に提出するだけです。

● **振替納付日**

所得税／4月22日(水)  
消費税／4月27日(月)

● **還付申告**

還付申告をする人は、本人名義の預金口座への振込みによる還付金の受取りが大変便利です。ぜひご利用ください。

手続きは、申告の際、銀行などの金融機関名、預金の種類と口座番号を申告書に記入するだけです。

※銀行などの統廃合があった

場合は、支店名・口座番号などの変更の有無を確認してください。

※住所や姓が変わった場合は、金融機関窓口で変更手続きをお願いします。

**東上パルビル(地下1階)での還付申告受付**

期間 2月9日(月)～3月12日(木)

時間 午前9時～11時(相談開始時間は午前9時30分から)、午後1時～3時(土・日・祝日はお休み)

※混雑状況により、午前中に受付されても相談が午後になる場合があります。

**対象** 公的年金等の受給者、給与所得者で医療費控除の申告をする人、給与所得者で平成20年中に退職をしたなど年末調整がお済みでない人

※源泉徴収税額のない人には、還付する金額は生じません。

※住宅借入金等特別控除など、右記以外の内容の人は、税務署にお越しください。

**場所** 東上パルビル地下1階(川越駅西口徒歩1分)

※東上パルビルには駐車場がありません。



# 国民健康保険に加入の皆さんへ



## 平成20年中の収入の申告をお願いします

国民健康保険税額の算定には、納税義務者である世帯主やその世帯に属する国民健康保険の加入者すべての人の所得の申告が必要です。そのため、次の条件に該当する人を除き、学生や家族の扶養に入っている人、および収入の全くない人も、収入所得の申告が毎年必要になります。

### ●申告の必要が無い人●

- ・ 確定申告、住民税申告をした本人
- ・ 給与以外の収入が無く、勤務先から町に報告されている人
- ・ 収入が公的年金のみの人
- ・ 15歳以下の人

また申告のない場合は、国民健康保険税額の軽減措置や高額療養費など、保険の給付が受けられませんので、必ず申告をしてください。申告方法については、この広報の5

ページを参照してください。

### 税額の軽減措置について

一定基準額以下の収入の世帯については、納税の負担を減らすために国民健康保険税額の軽減措置を行っています。軽減に該当するか否かについては、世帯ごとに入者および世帯主の合計所得額を算定基礎として、自動判定しますので申請は不要です。

### 納付済証明書について

国民健康保険税の納付額は、所得税・住民税ともに社会保険料控除の対象になります。納付済証明書については『納付済証明書』はお送りしませんので、申告の際には、お手数でもご自身で領収証の領収日と金額を確認のうえ、ご申告ください。

なお納税額は、お電話でのお問合せのほか、来庁いただければ、納付額確認書を発行します。

## 国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）についてご理解ください

地方税法の改正にともない、これまでの普通徴収（納付書納付および口座振替による納付）に加え、特別徴収（年金からの天引きによる納付）が平成20年度から始まりました。次の5項目の要件を全て満たす世帯主が、特別徴収の対象となります。

### ●特別徴収の要件●

- ・ 世帯主本人が国民健康保険加入者
- ・ 加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ・ 公的年金を年額18万円以上受給している
- ・ 介護保険料が年金から特別徴収されている
- ・ 介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えていない

平成21年度に新たに特別徴収の対象になる人には、4月上旬ごろに予定額を通知します。すでに年金から特別徴収されている人は、2月の特別徴収額と同額を、4月・6月・8月の年金から仮徴収税額として徴収します。平成21年度

### 仮徴収と本徴収

の年税額については、年度当初の納税通知書で通知します。国民健康保険税は、前年中の収入を元に算定しています。このため正しい年税額は、所得確定後の6月にならないと通知できません。税額を年金保険者に通知するのに、さらに2か月以上かかるため、特別徴収対象者の年金から実際に徴収できるのが10月以降になってしまいます。

このような理由から、前年度の国民健康保険税額を6等分した額を便宜上「仮徴収」として4月・6月・8月の年金から特別徴収し、確定した年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3等分した額を「本徴収」として、10月・12月・2月の年金から特別徴収します。

### 納付方法が変更できます

特別徴収対象者でも、「国民健康保険税納付方法変更申出書」による申請によって、口座振替での納付に変更する

ことが可能です。変更を希望する人は、役場税務課窓口で手続きをしてください。特別徴収と普通徴収のいずれの方法で納付しても、税額に変更はありません（ただし所得税および住民税の面では、世帯主以外の口座を指定した場合、口座所有者が社会保険料控除の適用を受けられるため、税額に影響がある可能性があります）。

なお、年金保険者に通知するなど、所定の手続きを経る必要がありますので、申請受理後に年金からの特別徴収を実際に停止するまで3か月程度かかります。  
**必要な物** 印鑑、通帳届出印、預金通帳などの口座のわかる物

※以前に国民健康保険税について、口座振替申込み依頼の手続きを済ませている人は、印鑑だけお持ちください。

**問合せ** 申告について／役場

税務課 町民税課 係 ☎内線 195・1996、納付額について／役場 税務課 係 ☎内線 193・1994